

第2次長野県特別支援教育推進計画(H30～R4)現状と課題

(R3.10.14現在)

I 小・中学校における特別支援教育の充実

すべての児童生徒の学びと生活を支えるチーム支援体制の強化

1 多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる学級づくり

【目指す姿】

- すべての学校、学級において、多様な子どもたちが互いに認め合い、持てる力を十分発揮し、集団の中で安心して学ぶことができる。
- 児童生徒の障がいの状態や必要な支援について、校内で十分に理解され、必要な合理的配慮が提供されて学習活動に参加できている。

【取組】

【(1)多様な児童生徒が力を発揮できるための通常の学級の充実】

- 教員の資質向上に向けた研修の充実「信州型ユニバーサルデザイン」
 - ・ すべての子どもが自分らしく学ぶことのできる授業づくり、学級づくりの基盤となる内容の研修
- 通常の学級における「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」作成の促進
 - ・ 特別支援教育コーディネーター新任担当者研修会やキャリアアップ研修等における、「特別支援教育学習指導要領サポートブック」や「適切な学びの場ガイドライン」での個別の指導計画の簡易版（学級経営案記載型）の周知
- 読み書きについての研修
 - ・ 多層指導モデルMIMを中心としたアセスメントと指導についての研修（やってみよう多層指導モデルMIM研修、出前研修）

【成果指標:通常の学級(小学校)における「個別の指導計画」作成率 65.4%(H28)⇒100%(R4)

通常の学級(中学校)における「個別の指導計画」作成率 45.5%(H28)⇒100%(R4)】

R2 小 77.8%、中 63.1%

※指標の考察

研修等における、通常の学級における個別の指導計画の有効性の発信や簡易版の周知により、作成率が徐々に上昇している。教科担任制である中学校での作成率が低い。個別の指導計画を作成し、関係者が共通理解した支援を行うことの有効性を、更に周知していく必要がある。

【(2)特別支援教育支援員の効果的活用支援】

- 特別支援教育支援員の活用ハンドブックの作成（R4に予定）
 - ・ 特別支援教育支援員の効果的な活用のあり方に係る好事例を集め、長野県教育支援委員会にて検討し、「特別支援教育支援員の活用ハンドブック」として市町村教育委員会及び小中学校等に発信予定

【(3)発達障がいに対する支援の充実】

- 外部専門家との連携
 - ・ 発達障がい支援力アップ出前研修
H30：113件（約3,006人）、R1：111件（約3,009人）、R2：35件（約1,363人）
 - ・ LITALICO派遣員による、通級指導教室担当教員への研修（保護者支援、実態把握等）
 - ・ 地域の中核となるコーディネーター養成研修において発達障がい専門医による研修の実施
- ICT支援機器の活用
 - ・ 長野県ICTインクルーシブ教育推進協議会や長野県ICTインクルーシブ教育推進部会を組織し、学びの改革支援課が組織している長野県ICT教育推進センターと連携。小中学校における特別な配慮が必要な児童生徒への支援について、今後、研究・発信予定
- 各地区における専門的な助言や援助
 - ・ 各地区の特別支援教育コーディネーター等連絡会への発達障がいサポート・マネージャーや療育コーディネーターの参加による専門的な助言
 - ・ 発達障がいサポーター養成研修の実施（地域の中核となるコーディネーター研修・高等学校特別支援教育コーディネーター連携協議会）

【(4)交流及び共同学習の推進】

- 副次的な学籍の周知・副次的な学籍を利用した取組の推進
（実施市町村 H30：41市町村、R1：47市町村、R2：57市町村、R3：61市町村）
 - ・ 副学籍コーディネーターの配置（R1：2名、R2：4名、R3：4名）による、副学籍校との連絡調整、引率、市町村就学担当者向けに副学籍交流の好事例紹介等
- 特別支援学級と通常の学級における「交流及び共同学習」の推進
 - ・ 特別支援学級新任担当者研修会、出前研修等で「適切な学びの場ガイドライン」（通常の学級と特別支援学級等との連携）を活用して啓発

〔現状と課題〕

- ・ 少子化が進む中、発達障がいの診断等ある児童生徒、特別な支援が必要と考えられる児童生徒数は増加傾向である。（資料Ⅰ－1～4より） (1)(2)(3)
- ・ 発達障がいのある児童生徒への支援に係る各種研修への参加者は多く、研修へのニーズの高さがかがえる。 (3)
- ・ 副次的な学籍（副学籍）を導入している市町村が増えており（H29：33市町村→R3：61市町村）、障がいがあっても地域の仲間とともに学べる仕組みが整いつつある。（資料Ⅳ－4より） (4)
- ▲ 通常の学級における、発達障がい等があり配慮を必要とする児童生徒への合理的配慮や基礎的環境整備について、学級担任のさらなる理解を促し、効果的な支援に結び付けていく必要がある。 (1)(2)(3)
- ▲ 小中学校における特別な配慮を必要とする児童生徒に対するICTを活用した支援がさらに充実するよう、支援方法に係る情報発信や研修会を実施していく必要がある。 (3)

2 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備

【目指す姿】

- 連続性のある多様な学びの場が整備され、支援を必要とするすべての児童生徒が最もニーズに合った学びの場で自分の持っている力を十分に発揮して学んでいる。
- 校内教育支援委員会で、支援を必要とする児童生徒について柔軟に学びの場の見直しが行われ、その時点で最も効果的な支援を受けることができている。

〔取組〕

【(1) LD等通級指導教室の拡充】

- 計画的なLD等通級指導教室の設置
H30：小40・中10、R1：小49・中12、R2：小56・中16、R3：小62（40校）・中21（18校）
- 効果的なLD等通級指導教室の運用
 - ・ サテライト教室（通級指導教室担当職員が外向いて指導するため他校内に設置された教室）設置
H30：1校、R1：2校、R2：19、R3：53校
- 通級指導教室担当教員の育成
 - ・ 新任研修（年5回）、スキルアップ研修（年4回）、先進地視察研修（年5名程度）
- 通級による指導に係る地域における連携強化
 - ・ 通級指導教室関係者会議（年1回） 通級担当者、市町村教委、郡市代表校長等が参加
- 地域の特別支援教育の中心となって推進する専門性の高い教員の育成
 - ・ 地域の中核となるコーディネーター養成研修（2年間で8回の研修を実施）
第3期（H29、H30）65人、第4期（R1、R2）64人、第5期（R3、R4）66人

【成果指標：小学校における通級による指導が必要と考えられる児童の通級指導教室を利用している割合

0.4%（H28）⇒1.0%（R4）】 R2 0.73%

※指標の考察

通級指導教室の計画的な増設、専門性の高い通級指導教室担当教員の継続的な配置により、利用できる児童が増加している。さらなるサテライト教室の設置推進により、より身近な環境で指導が受けられ、通級指導担当教員と在籍学級担任の連携を充実したい。

【(2) 特別支援学級の充実】

- 特別支援学級における指導力の向上
 - ・ 特別支援学級新任担当者研修会 年2～3回
H30：189人、R1：162人、R2：163人、R3：161人
特別支援学校採用者（2～6年目）による受講を研修体系に位置付け、人材育成を強化（R3～）
- 特別支援学校自立活動担当教員の巡回相談支援 H30：278学級、R1：268学級、R2：244学級
 - ・ 経験年数3年未満の特別支援学級担任、障がいの状態が特別支援学校担当の児童生徒が在籍する学級への支援
- 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上
(特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率 H30：小59.3%、中37.0%、全体51.4%)

- ・ 免許法認定講習の開催

(特別支援教育関係受講者のべ数 H30 : 982 人、R1 : 934 人、R2 : 実施せず、R3 : 970 人)

- 各地区の特別支援教育コーディネーター等連絡会の充実

- ・ 地区代表者会 (R3～特別支援教育関係者会議に名称変更) において、各地区の連携状況や活動状況を紹介

【(3)校内教育支援委員会の機能向上】

- 校内教育支援研修会 (県下7地区で開催) における好事例の発信や情報交換 (H30、R1)

- ・ 各種研修会における「適切な学びの場ガイドライン」(R2 作成) の周知

【(4)入院児童生徒等への教育保障体制の充実】

- 長期入院児童生徒訪問支援事業 (担当: 義務教育課)

利用者のべ人数 H30 40 人、R1 23 名、R2 35 名

〔現状と課題〕

- ・ 増加する発達障がいのある児童生徒に対応するため、小中学校にLD等通級指導教室を計画的に増設し(中学校はH29～設置開始)、通級指導教室担当教員の複数配置やスキルアップ研修等により、高い専門性の維持や人材育成を行っている。(資料I-2より) (1)
- ・ 特別支援学級の在籍率が全国と比して高く、増加傾向が続いている(特に自閉症・情緒障がい特別支援学級)。(資料I-4より) (2)
- ・ 小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒が増加している。 (2)
- ・ 病院に入院している児童生徒の学習について、必要に応じて支援できるよう「長期入院児童生徒訪問支援事業」の周知を引き続き図っていく。 (4)
- ▲ 通級指導教室の増設を推進するとともに、より身近な環境で指導が受けられ、通級指導担当教員と在籍学級担任の連携を充実させるため、市町村教育委員会の要請に応じ、サテライト教室の設置も推進していく必要がある。 (1)
- ▲ 校内において、児童生徒一人ひとりが「適切な学びの場」で適切な支援が受けられるようにするとともに、児童生徒の育ちに応じた「適切な学びの場」の見直しができるよう、「適切な学びの場ガイドライン」の周知等により校内教育支援委員会の機能を向上していく必要がある。 (3)
- ▲ 特別支援学級に多様な障がいのある児童生徒が在籍する中、毎年、初めて特別支援学級を担当する教員が多数いるため、特別支援学級新任担当者研修会に加え、特別支援学校のセンター的機能を活用し、新任担当教員を支援していくことが必要である。 (2)
- ▲ 小中学校における医療的ケアが必要な児童生徒の増加に伴い、小中学校の看護師に研修の機会を拡充することが必要である。併せて小中学校における医療的ケアの課題について、医療・福祉・保育・教育・行政等が共有し、今後の対応を考えていく必要がある。 (2)

3 学校全体がチームで支援していくための体制づくり

【目指す姿】

- 学校長のリーダーシップのもと、すべての教員が特別支援教育に係る課題を共有し、特別支援教育コーディネーターを中心として学校全体で課題を解決できる。
- 医療や福祉、保育、就労等、外部の関係機関と連携するためのネットワークが各地区で整備されており、必要に応じて外部の専門家の助言や援助を得ることができている。

〔取組〕

【(1)特別支援教育に関する「学校解決力」を高めるための体制づくり】

- 管理職マネジメント研修
 - ・ 校長会における特別支援教育に係る研修の実施
- 特別支援教育の実践力を備え学級担任を支援する教員の配置の検討
 - ・ 信州型ユニバーサルデザイン推進事業（UDリーダーによる通常の学級での特別支援教育の支援も踏まえた実践）への協力
 - ・ UDリーダーと通級指導教室担当教員との連携による、通常の学級における支援の充実
 - ・ 校長会において、「特別支援教育コーディネーターの現状と負担軽減について（特別支援教育コーディネーターが機能するための支援と工夫）」周知
- 教育相談コーディネーター※、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携
 - ※ 児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割を十分理解し、初期段階のアセスメントや関係者の情報伝達を行うコーディネーター役の教員
 - ・ 校内教育支援研修会（～R1）、特別支援教育関係者会議（R3～）における好事例の発信
- 特別支援学校のセンター的機能の研究
 - ・ 中信地区特別支援学校7校ネットワークでの実践（障がい種を越えた学校間での連携による小中学校等への教育相談及び支援）を、地区代表者会で発信
 - ・ 特別支援学校教育相談全県担当者会（R2～）における学校コンサルテーション研修の実施

【(2)学校と地域の関係機関との連携の促進】

- 各地区の特別支援教育コーディネーター等連絡会の充実
 - ・ 特別支援教育に係るキーパーソンが全県から集まる特別支援教育関係者会議において、各地域の教育・福祉・医療・行政等の連携に係わる好事例の共有、地域における課題の協議

〔現状と課題〕

- ・ 特別支援教育コーディネーターの業務負担の軽減や組織的な校内運営を図るため、特別支援教育コーディネーターの複数配置を進めている学校が増えている。(1)
- ・ 各地区で、特別支援教育コーディネーター等連絡会を開催し、療育コーディネーターや発達障がいサポート・マネージャー、医療、幼保、高校等との連携しながら、情報交換や研修、地域が抱える課題についての協議を実施している。(2)
- ▲ 学校解決力を高めるため、管理職、特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援学校教育相談担当教員やスクールカウンセラー等の外部専門家とも連携し、小中学校等が学校全体でチームによる支援を行う体制づくりを進める必要がある。(1)(2)

II 高等学校における特別支援教育の充実

多様な教育的ニーズに応える学びの保障

1 特別支援教育に係る専門性の向上

【目指す姿】

- すべての高等学校教員が特別支援教育に関する基本的な考え方や知識・技能を身につけており、日々の教育活動全般の中で生徒が多様性を認められ、主体的に学んでいる。
- 学校がチームとして生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を行い、発達障がい等があり支援が必要な生徒が持てる力を十分に発揮することができている。

〔取組〕

【(1)すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上】

- 校内研修等の充実
 - ・ 特別支援学校自立活動担当教員等の巡回支援を活用した校内研修（R2：10校実施）
 - ・ 高等学校特別支援教育研究会（H30実施）等における研修と情報共有
- 地域の外部人材に相談できる仕組
 - ・ 発達障がいサポート・マネージャーや特別支援学校教育相談担当者等の外部専門家と連携した、地区別特別支援教育協議会による情報交換（R1～実施。R1：9地区、R2：5地区で開催）

【(2)特別支援教育に関する「学校解決力」の向上】

- 生徒支援の中核となる教員や管理職を対象とした、特別支援教育に関する研修会
 - ・ 新任校長研、新任教頭研、定時制通信制教頭研究協議会等
 - ・ キャリアアップ（Ⅰ、Ⅱ）研修
- スキルアップ研修
 - ・ 通級指導教室担当者の、小中学校の通級指導教室スキルアップ研修への参加
- 特別支援学校と高等学校の人事交流の推進
 - ・ 中高人事交流による、高等学校教員と特別支援学校教員の人事交流

〔現状と課題〕

- ・ 高等学校においても、発達障がいの診断等のある生徒が増加傾向である。（資料Ⅱ—1より）(1)(2)
- ・ 校内研修等において、特別支援教育に係る研修を企画する機会が増えており、配慮が必要な生徒への理解が深まってきている。(1)(2)
- ・ 発達障がいサポート・マネージャーや特別支援学校教育相談担当者等の外部専門家との連携ができてきている。(2)
- ▲ 支援が必要な生徒への支援や校内でチーム支援等、具体的な支援方法について、更に理解を深めていく必要がある。(2)
- ▲ 高等学校における特別支援教育の充実のため、高等学校と特別支援学校の人事交流について推進する必要がある。(2)

2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組の整備

【目指す姿】

- 中学校における適切な進路指導や中学校からの支援情報の確実な引継ぎがなされ、生徒一人ひとりの実態に応じた支援がなされている。
- 発達障がい等があり支援が必要な生徒が、持てる力を十分に発揮して将来の自立に必要な力を身につけている。

〔取組〕

【(1) 中学校から高等学校に進学する支援を必要とする生徒の情報と支援の確実な引継ぎ】

- 中学校・高等学校の連携強化
 - ・ 中高連絡会における「プレ支援シート」や「個別の教育支援計画」を活用した情報交換
- 高等学校入学者選抜における合理的配慮の提供
 - ・ 早期からの高校への相談（中学校における合理的配慮の情報提供）の呼びかけ
 - ・ 高校において行われている合理的配慮の周知

【(2) 高等学校における「通級による指導」の着実な展開】

- 通級指導教室の設置
 - ・ H30 箕輪進修（南信）、東御清翔（東信）、R2 松本筑摩（中信）
（R1：8人、R2：13人、R3：17人）

【成果指標：高等学校における「個別の指導計画」作成率 34.1%(H28)⇒50%(R4)】

R2 47.9%

※指標の考察

研修等により、特別支援教育や個別の指導計画作成の意義を周知したことにより、個別の指導計画作成率は上昇している。今後更に、個別の指導計画の効果的な活用法等を発信していく。

- 特別支援学校との連携
 - ・ 特別支援学校自立活動担当教員による通級による指導のフォローアップ
箕輪進修（伊那養護）、東御清翔（上田養護）、松本筑摩（松本養護）
 - ・ 通級による指導に関わる指導者研究協議会における、情報交換と今後の通級指導教室のあり方について協議

【(3) 高等学校と特別支援学校分教室との互いの専門性を活用した教育活動の充実】

- 高等学校と特別支援学校の連携強化
 - ・ 高等部分教室・教室連絡会における分教室間の情報交換
 - ・ 分教室と設置高校の関係者による定期的な情報交換
 - ・ 行事への参加、栽培活動等を通じた交流、高校教員による授業提供等、各校の特色を生かした学校間連携

【その他】

- 聴覚障がいのある生徒を支援する遠隔パソコン文字通訳システムの導入
 - ・ 高校に在籍する聴覚障がい生へ障害者団体と連携して支援（R2：4名、R3：2名）

【現状と課題】

- ・ 中高連携により、支援が必要な生徒の支援情報が引き継がれるシステムができている。 (1)
- ・ 県立高校3校において、特別支援学校教育相談担当者の助言を得ながら、通級による指導を実施している。 (2)
- ▲ 通級による指導の効果について発信し、学校の実情や地域のバランスを考慮しながら更なる設置について検討していく。また、カリキュラムの開発や、通級による指導についての啓発も行っていく必要がある。 (2)
- ▲ 高等部分教室と設置校の生徒同士の交流を更に深め、双方の生徒にとって併設している良さを生かした教育活動の充実を図っていく必要がある。 (3)

3 卒業後を見据えた進路先や外部機関との連携の強化

【目指す姿】

- 在学中から本人を中心とした支援ネットワークができおり、卒業後も必要に応じて相談や支援を受けることができ、進路先や地域社会で豊かに暮らしている。

【取組】

【(1)卒業後の自立に向けた、在学中からの地域の相談・支援機関との連携】

- 在学中からのネットワークづくり
 - ・ 地区別特別支援教育協議会における、発達障がいサポート・マネージャーや特別支援学校教育相談担当者等との連携

【現状と課題】

- ・ 地区別特別支援教育協議会が中心となり、学校間や外部専門家とのネットワークができつつある。 (1)
- ▲ 各校の特別支援教育コーディネーターや進路担当者等を窓口にして、必要に応じて、医療機関や就労関係機関等に相談できるよう、相談窓口を更に周知していく必要がある。 (1)

III 特別支援学校における教育の充実

インクルーシブな教育を支える特別支援教育の拠点としての機能の再構築

1 中長期ビジョンに基づく特別支援学校の整備

【目指す姿】

- 特別支援教育の拠点として特別支援学校が整備され、県内のどの地域に居住していても、できる限り身近な場所で専門性の高い教育が受けられる。
- 教室不足の解消が進むとともに必要な施設・設備が充実し、障がいの特性に応じた適切な環境で、教育を受けることができる。

〔取組〕

【(1) これからの特別支援学校のあり方検討】

- 長野県特別支援教育連携協議会における特別支援学校のあり方検討（H30～R2）
 - ・ 「長野県特別支援学校整備基本方針」の策定（R3.3）
- より身近な地域で専門性の高い教育を受けられるための方策
 - ・ 「特別支援学校整備基本方針」において、児童生徒の著しい遠距離通学の負担を解消し、身近な地域で専門的な教育が受けられるようにするために、市町村と連携し地元の小中学校の空き教室等を活用した小・中学部分教室設置の考え方を整理
 - ・ 小・中学校や知的障がい特別支援学校で学ぶ、視覚・聴覚・肢体不自由・病弱の障がいのある児童生徒が、それぞれの障がいに係る専門性をもつ教員から専門的な指導・支援を身近な地域で定期的に受けられるよう、専門性の地域化のモデル研究の実施
- 「長野県特別支援学校整備基本方針」において寄宿舎の役割や運営に係る課題を整理
 - ・ 今後の寄宿舎運営のあり方を検討
- 副次的な学籍（副学籍）の啓発
 - ・ 特別支援教育推進員や副学籍コーディネーターによる市町村への理解・啓発
 - ・ 「合理的実践事例集」による具体的な取組の紹介

【成果指標:副次的な学籍に取組む市町村 52% (H28)⇒70% (R4)】 R3 87.9%

※指標の考察

特別支援教育推進員や副学籍コーディネーターが副学籍制度の各市町村の取組や好事例を周知・啓発したこと、インクルーシブな教育を推進する上で意義のある取組であることが広く知れ渡ったことにより、副次的な学籍の制度の導入が広がった。

【(2) 県のファシリティマネジメント基本計画に基づく、特別支援学校の中長期修繕・改修計画の策定】

- すべての特別支援学校の中長期修繕・改修計画の策定
 - ・ エアコンの設置、校舎増築、スクールバスの増車、トイレ改修等の実施
- 「松本養護学校整備基本方針」「若槻養護学校整備基本方針」の策定に向けた検討
 - ・ 松本養護学校検討懇談会、若槻養護学校検討懇談会における学びのあり方とそれに必要な施設整備の検討
 - ・ 他県の特別支援学校の視察

〔現状と課題〕

- ・ 一人ひとりの子どもの可能性を最大限伸ばし、インクルーシブな社会をリードする特別支援学校の実現を目指し、「長野県特別支援学校整備基本方針」を策定し、本県の特別支援学校における「学びの改革」を推進するため、具体的な施策に着手している。(1)
- ・ 老朽化が著しい松本養護学校と若槻養護学校の整備基本方針の策定に向けて取り組んでいる。(2)
- ・ 空調設備については全校で設置が完了。早急に対応が必要な改修工事やトイレの洋式化等を実施している。(2)
- ▲ 副次的な学籍を導入する市町村が増えている一方、手続きの煩雑さや特別支援学校担任の負担が課題になっている。(資料IV-4より) (1)
- ▲ 校舎改築を進めている2校以外にも、校舎の老朽化や狭あい化等の課題があり、計画的な教室環境の改善が求められている。(2)
- ▲ 「長野県特別支援教育整備基本方針」をふまえて、寄宿舎のあり方や校名変更について、具体的な検討を進めていく必要がある。(1)
- ▲ 知的障がい特別支援学校や小・中学校に通う、視覚・聴覚・肢体不自由・病弱の障がいのある児童生徒への支援については、盲、ろう、肢体、病弱の各特別支援学校の教育相談担当が巡回して教育相談を行っているが、遠方のため、相談時間が短くなったり相談件数を確保しにくかったりしている。また、弱視通級指導教室や難聴通級指導教室に通う児童生徒や保護者にとっては、移動に時間がかかることにより、在籍校で学ぶ時間の確保が難しかったり、送迎の負担が大きかったりしている。(1)
- ▲ 設置から10年以上が経つ小中学校に設置した分教室について、設置当初の意図の確認をしつつ、現状と課題の整理、課題解決に向けた検討をする必要がある。(1)

2 多様な教育的ニーズに対応する専門性の強化

【目指す姿】

- 教員や専門スタッフが増員され、一人ひとりの児童生徒の多様な教育的ニーズに応じた専門性の高い教育が受けられ、自立と社会参加に向けて必要な力を着実に育まれている。
- 特別支援教育に関する専門性向上のための研究・研修が充実し、専門性の高い人材が育成されている。

〔取組〕

【(1)自立活動等のさらなる充実と専門性の向上】

- 特別支援学校「学びの改革」への取組
 - ・ 特別支援学校「学びの改革（個別の指導計画（統一版）、シラバス、研修体系）」がよりよい改善となるよう、学校の具体的な取組を通して、第三者*より評価を受ける仕組みを構築（R3）
 - ・ 教職員のほか、保護者、学校評議員、地域の関係者等を対象に、県の重点項目を反映した評価（学校評価またはアンケート）を実施し、県の方針や施策について広く評価を得る場を設定（R3 モデル研究の実施）

- 専門性サポートチームの機能強化
 - ・ 特別支援学校改革を推進するため、教育課程改善委員会を組織。改革の方向性や研修素材等、必要な資料等を作成し、全教員で共有
 - 「長野県特別支援学校カリキュラムポリシー」
 - 「長野県の特別支援学校の教職員として大切にしたい事柄」
 - 「長野県特別支援学校カリキュラム編成のガイドライン」
(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)
 - 「研修用プレゼンテーション」(全障がい種)
 - 「特別支援学校研修体系」、「育成指標兼セルフチェックカード」、「研修記録」
 - ・ 個別の指導計画の様式の統一
 - ・ シラバス(教科の評価項目を明確にした年間計画)の作成
 - ・ 校務支援システムの導入
 - ・ 小・中学校へ巡回指導する自立活動担当教員の支援の充実と、自立活動の指導の充実
 - ・ 「学びの改革」フロンティアスピリッツ事業による、県内外の学校視察
 - ・ 学習環境整備事業による、自立活動学習教材、図書教材、大型遊具等の整備
 - ・ 全ての特別支援学校教職員の参加による、ブロック別研修の実施(学びの改革、個別の指導計画統一版の説明、各校主催の研修会をオンラインで開催)(R3)
- 職務分野別の担当者の情報交換や研修の場の設定
 - ・ 自立活動担当教員、進路指導主事、養護教諭、学校看護師、栄養教諭・管理栄養士、医療的ケアコーディネーター、摂食コーディネーターのそれぞれの会議や研修に加え、研究主任会、部長等研修会、教育相談担当者会の実施
- ICT機器の活用
 - ・ 長野県ICTインクルーシブ教育推進協議会や長野県ICTインクルーシブ教育推進部会における、GIGAスクール構想の推進・研究・発信(特別支援学校、小・中学校)
 - ・ 一人一台端末、電子黒板、遠隔教育推進(モバイルルーターの増設)、Orihime(遠隔分身ロボット)の導入
 - ・ デジタル教科書の実証研究
- 免許法認定講習の実施
 - ・ 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率 R2: 88.2%(全国: 84.9%)
内訳: 視覚 70.5%(65.4%)、聴覚 56.8%(59.2%)、知・肢・病 91.2%(87.2%)

【成果指標:特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率 81%(H28)⇒100%(R4)】

R2 88.2%(全国84.9%)

※指標の考察

特別支援学校免許保有者を対象として特別支援学校卒の新規採用をしていること、夏休みに受講しやすい日程や方法(R3: オンライン開催)で免許法認定講習を実施したことで、免許保有率の上昇につながると考えられる。

- 特別支援教育総合研究所や大学等への研修派遣
 - ・ ICT研修や進路指導委員会、通級指導教室担当者会等での研修講師

【(2)外部人材（専門職や看護師等）の配置・活用】

- 外部専門家との連携
 - ・ 外部専門家活用事業による、医療関係やスポーツ・音楽・芸術等の専門家との連携
- 安全安心な医療的ケアの実施
 - ・ 学校看護師の配置（H30：31.76人、R1：33人、R2：36人、R3：40.6人）
 - ・ 特別支援学校医療的ケア運営協議会における、人工呼吸器対応のモデル研究を実施し、「特別支援学校における学校体制による人工呼吸器を使用している児童生徒への対応ガイドライン」を制定
 - ・ 医療的ケアコーディネーター連絡会による、医療的ケアの実施に係る手続きや人工呼吸器を使用している児童生徒への対応ガイドラインの周知
 - ・ 医療的ケア基本研修、医療的ケア特別研修（人工呼吸器対応）、看護師研修、シミュレーターを使用した人工呼吸器の校内研修の実施
 - ・ 摂食コーディネーター連絡会における、摂食指導に関わる研修の実施
 - ・ 指導医等派遣事業による、指導医や理学療法士等の専門家からの助言

〔現状と課題〕

- ・ 自立活動担当教員を増員し（H30～R3 77名）、各校の「学びの改革」を中心になって担う専門性サポートチームの機能を強化し、担任が行う自立活動に対する相談・評価・助言の他、小中学校への支援を実施している。また、個別の指導計画立案への支援、自校の障がい種の専門分野の拡充によるOJT研修の充実、児童生徒一人あたりの個別学習の時間数の拡充など等校内支援の充実に努めている。(1)
- ・ 教育課程改善委員会において、カリキュラムポリシーや個別の指導計画統一版等を作成したり、研究主任会や自立活動担当者会、部長等研修会等において、学校間の情報交換をしたりすることで、県内すべての特別支援学校の専門性向上に努めている。(1)
- ・ 医療的ケアを受けている児童生徒が増加している。(資料Ⅲ－9より) (2)
- ▲ 専門性サポートチームの機能を強化しながら各校の専門性を担保し、特別支援学校だけでなく幼保小中高校へのセンター的機能を更に充実していく必要がある。(1)
- ▲ 整備されたICT機器を、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に効果的に生かしていく必要がある。更に、小中学校における特別な配慮が必要な児童生徒のICT活用についても好事例を発信していく必要がある。(1)

3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育の充実

【目指す姿】

- 生徒が希望する進路の実現に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応じたキャリア教育や関係機関とのネットワークが充実している。
- 在学中から地域とつながる取組が進み、卒業後も得意なことや興味のある活動を地域の中で続けることができる。

〔取組〕

【(1)生徒が希望する進路を実現できる支援の充実】

- 支援ネットワークづくりの推進
 - ・ 進路指導委員会（年間7回）における、労働局、県関係部局（健康福祉部、産業労働部）との連携
 - ・ 進路指導主事の各校1名の増員16名（H30～）
- 就労総合支援事業
 - ・ 就労コーディネーターの配置（5名）による企業への働きかけ
R2実績 電話733件、訪問した会社数1020社（うち新規開拓222社）、
参加した研修・会合79回
 - ・ 特別支援学校技能検定 清掃部門（H29～）、喫茶サービス部門（H30～）、食品加工部門（R1～）
清掃部門…H29：4校（50名）、H30：12校（163名）、R1：12校（307名）、R2：12校（317名）[延べ]
喫茶サービス部門…H30：2校18名、R1：4校32名（2校はコロナウイルスによる臨時休業により中止）、R2：7校66名
食品加工部門…R1：1校5名、R2：検定中止

【成果指標：一般就労を希望する生徒の就労率 93.3%（H28）⇒96%（R4）】

H29 86%、 H30 87.5%、 R1 91.2%、 R2 67.2%

【特別支援学校高等部卒業生の就労率 26.2%（H28）⇒33.6%（R4）】

H29 26.6%、 H30 26.1%、 R1 30.1%、 R2 21.7%

※指標の考察

就労コーディネーターや進路指導主事による生徒本人の希望に沿った企業や業種の職場開拓により、一般就労を希望する生徒の就労率は上昇傾向にあったが、コロナ禍の影響で実習経験が減ったこともあり、R2の就労率は下がった。

【(2)地域と連携した、キャリア教育の充実】

- 地域資源を活用した小中高一貫性のあるキャリア教育
 - ・ 地域の企業と連携し、高等部の作業学習で製作した製品の販売や、地域の方との交流会等、各校の地域の実態に合わせたキャリア教育を実施
- 信州型コミュニティスクール
 - ・ 学校評議員会を開催し、地域の方々による学校の教育活動に係る評価を実施

【(3)高等部における教育活動の充実】

- 高等部における教育活動の充実
 - ・ 高等部部長会（部長研修会）での情報交換、研修

- 高等部分教室の拡大・充実についての検討
 - ・ H31 諏訪養護学校ふじみの森分教室開設（設置場所：富士見高校）
 - ・ 「特別支援学校整備基本方針」において、身近な地域での職業教育の充実に向け高等部の生徒数や高等学校の状況に応じ、分教室がない地域への設置を検討すると分教室設置の考え方を整理
- 高等学校と特別支援学校の連携強化
 - ・ 行事への参加、栽培活動を通じた交流、高校教員による授業提供等、各校の特色を生かした設置
高校と分教室の学校間連携
 - ・ 設置高校と分教室の定期的な情報交換
 - ・ 高等部分教室連絡会による分教室間の情報交換

【(4)生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実】

- ・ 「長野県養護学校体育連盟」(H17～) 知的障がい特別支援学校相互の運動・スポーツの交流
- ・ 信州総文祭 (H30) 後に発足した「長野県特別支援学校文化連盟」(H30～) 特別支援学校間相互の文化的活動等の交流・将来の文化的余暇活動に資することを目的に設立
- ・ オリンピック・パラリンピック教育推進校（伊那養護）、聖火リレー参加校（花田養護）
- ・ ボッチャ等の障がい者スポーツの普及

〔現状と課題〕

- ・ 進路指導主事を各校1名増員し（H30：16名）、小学部からのキャリア教育充実や、高等部職業教育の充実（技能検定の実施）、就労後の定着支援、分教室に設置されている高校との連携等を図っている。 (1)
- ・ 高等部卒業生の就労率は近年上昇傾向だったが、コロナ禍の影響により現場実習の機会の減少等により R2 年度は低下した。（資料Ⅲ—4～6より） (1)
- ・ 特別支援学校技能検定の部門を広げたこともあり、清掃部門では H29 年度の4校 50名から R2 年度 12校 317名（延べ人数）、喫茶サービス部門は H30 年度 2校 18名から R2 年度 7校 66名に参加者が増えた。 (1)
- ・ 特別支援学校は通学区が広域で、組織的な支援を受けづらいこともあり、いわゆる「信州型コミュニティスクール」の取組は進んでいない。 (2)
- ▲ コロナ禍の影響もあり、今までのように現場実習が行えない状況もある中で、どのように進路指導を進めていくか検討していく必要がある。 (1)
- ▲ 特別支援学校技能検定をきっかけにして、生徒の意欲やスキルを、企業に積極的に発信していく必要がある。 (1)
- ▲ 地域資源を活用した学習活動の充実について検討していく必要がある。 (2)
- ▲ 設置校の特色を生かした高等部分教室の教育課程について、設置校と分教室間で連携しながら検討していく。 (3)
- ▲ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に注目が集まった障がい者スポーツが更に普及するよう、本県で開催される 2028 全国障がい者スポーツ大会に向け、関係機関と連携し取組を進める。 (4)

4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能

【目指す姿】

- 幼保・小・中・高校が、特別支援学校の有する専門性を活用しながら、インクルーシブな教育を目指し、チームとして課題を解決している。
- 障がいのある幼児児童生徒がどの学びの場においても、特別支援学校の各障がい種に応じた相談支援を通して、必要な専門性が提供されている。

〔取組〕

【(1)小・中・高等学校の「学校解決力」を高めるための機能の構築】

- 効果的なセンター的機能の研究
 - ・ 中信地区特別支援学校7校ネットワークでの実践（障がい種を越えた特別支援学校間での連携による、小中学校等への教育相談及び支援）を、地区代表者会で発信
 - ・ 教育相談担当者の複数体制によるチーム対応
 - ・ 特別支援学校自立活動担当者の小中学校への巡回支援
 - ・ 特別支援学校医療的ケア基本研修の市町村教育委員会への案内（小中学校における医療的ケア担当者への研修の場の提供）
 - ・ 長野ろう学校の「きこえの教室」（東信教育事務所）、松本ろう学校の「サテライト」（飯田市立丸山小、茅野市立永明小、木曾養護学校）による、遠隔地の聴覚障がいの乳幼児に対する教育相談の実施
 - ・ 知的障がい特別支援学校への視覚・聴覚・肢体不自由・病弱のサテライト教室の設置（R3～4 飯田養護学校をモデル校として実施）

【(2)早期支援の充実（視覚障がい・聴覚障がいを中心に）】

- 盲学校、ろう学校への早期支援指導員・早期教育相談員の配置
 - ・ 早期支援指導員配置による、0～2歳児とその保護者への支援
 - ・ 早期教育相談員配置による、3～5歳児への支援と幼稚園教諭や保育士等への助言
- 難聴児支援センターとの連携
 - ・ 地域の小中学校に在籍している支援が必要な児童生徒へセンターと連携して支援

〔現状と課題〕

- ・ 幼保・小・中・高校において、発達障がい等により支援の必要な児童生徒の増加に伴い、特別支援学校のセンター的機能のニーズが高まってきている。（資料Ⅲ—7より） (1)
- ・ 教育相談担当者会や自立活動担当者会において、小中学校への支援について情報交換や研修を行っている。 (1)
- ▲ 医療や福祉等、地域に相談資源がたくさんある中で、特別支援学校がどのように連携し、どのような役割を担っていくのか明確にしていく必要がある。 (1) (2)
- ▲ 2校体制の特別支援学校（盲・ろう・肢体不自由・病弱）の専門性を、すべての地域に居住する支援が必要な児童生徒に発信していく必要がある。特に早期の支援が重要な視覚障がい児・聴覚障がい児への支援を確実に提供できるよう、支援体制の充実を図る必要がある。 (1) (2)

IV 地域連携・教育支援の充実

生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制

1 ライフステージに応じた支援の充実

【目指す姿】

- どのライフステージにおいても、医療・保健・福祉・労働・教育等関係機関が保護者や本人の伴走者となり、相談や連携を通して支え続けている。
- 幼児教育から「個別の（教育）支援計画」や「個別の指導計画」が作成され、就学、進学、就労先へと必要とする支援情報が引き継がれ、切れ目なく適切な支援を受けることができる。

【取組】

【(1)早期アセスメントを保育や教育に生かし、集団の中での育ちにつなげる取組】

- 幼保からの「個別の（教育）支援計画」「個別の指導計画」の作成の推進
 - ・ 特別支援教育推進員が、市町村担当者や保育相談専門員との幼保訪問時に、具体的にアドバイス
- 特別支援教育にかかわる研修の充実
 - ・ 特別支援教育推進員による保育相談専門員を対象にした研修
 - ・ 発達障がい出前研修による幼保職員への研修
- 学びの改革支援課による「信州幼児教育支援センター」の設置に向けた関係課との連携
 - ・ 特別支援教育にかかわる情報の提供

【(2)乳幼児期の特別支援教育等に関する相談・情報提供】

- 就学相談のプロセスや配慮点を記載した「就学相談リーフレット」の活用
 - ・ 市町村教育支援体制整備研修会や校内教育支援研修会における周知（H30、R1）
- 「信州幼児教育支援センター」との連携
 - ・ 特別支援教育にかかわる情報の提供

【(3)医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化】

- 身近な地域でのネットワークの構築
 - ・ 各地区の特別支援教育コーディネーター等連絡会に、特別支援学校教育相談担当者、福祉（療育コーディネーターや、発達障がいサポート・マネージャー等）、行政、医療関係者等が加わり連携
- 圏域ごとの自立支援協議会等と特別支援教育コーディネーター等連絡会の連携
 - ・ 療育コーディネーターや発達障がいサポート・マネージャー等が特別支援教育コーディネーター等連絡会に参加し情報を共有することにより、圏域の自立支援協議会や発達障がい者支援対策協議会等との連携を強化

【(4)ライフステージ間の切れ目ない支援の強化】

- 切れ目なく支援情報を接続する取組についての発信
 - ・ 特別支援教育コーディネーター新任担当者研修会やキャリアアップ研修等における、「特別支援教育学習指導要領サポートブック」や「適切な学びの場ガイドライン」での個別の指導計画の簡易版（学級経営案記載型）の周知
 - ・ 市町村教育支援体制整備研修会における市町村の好事例の発信（H30、R1）

〔現状と課題〕

- ・ 市町村においては、発達障がい等支援が必要な児童への早期支援に取り組んでいる。 (1)
 - ・ 幼保においては、保育専門相談員や特別支援学校教育相談担当者など外部専門家の力を借りたり、支援員を加配したりしながら、発達障がい等により支援の必要な園児への支援を行っている。また、特別支援教育推進員が、市町村担当者や保育相談専門員と同行する幼保訪問時には、園からの要請に応じて具体的なアドバイスを行っている。 (2)
 - ・ 圏域ごとの自立支援協議会療育部会や特別支援教育コーディネーター等連絡会等において、福祉制度や連絡先の周知等について、医療・保健・福祉等の連携が図られている。 (3) (4)
- ▲ 蓄積された支援情報が切れ目なく引き継がれるよう、「個別の（教育）支援計画」や「個別の指導計画」の作成の意義や活用方法について、幼保・小・中・高校に対してさらに周知していく必要がある。 (3) (4)

2 就学相談・教育支援の機能強化支援

【目指す姿】

- 障がいのある児童生徒の就学にあたって、どの市町村においても、保護者に十分な情報提供と相談がなされ、子どもの実態や教育的ニーズについて共通理解した上で、最も適切な学びの場と教育内容について合意形成し、安心して就学することができている。
- 小・中学校において、児童生徒の変容に応じて柔軟に学びの場の見直しが検討され、可能な限り障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に教育を受けられるよう配慮しつつ、その時点で最も適した学びの場で学ぶことができている。

〔取組〕

【(1)教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組】

- 就学相談のプロセスや配慮点を記載した「就学相談リーフレット」の活用
 - ・ 市町村教育支援体制整備研修会や校内教育支援研修会における周知 (H30、R1)
- 就学相談・教育相談にかかわる市町村支援
 - ・ 特別支援教育推進員による定期的な訪問
 - ・ 市町村教育支援体制整備研修会における、就学相談事務担当者を対象とした研修の実施 (H30、R1)

【(2)学びのフォローアップ（柔軟な学びの場の見直し）の促進】

- 柔軟な学びの場の見直しについての周知
 - ・ 校内教育支援研修会における好事例の周知
 - ・ 「適切な学びの場のガイドライン」を活用した周知
- 市町村教育委員会等の通級による指導や特別支援学級の児童生徒の状況把握
 - ・ 特別支援教育推進員による市町村教育委員会への助言

〔現状と課題〕

- ・ 特別支援教育推進員が全市町村教育委員会を訪問し、就学相談に係る相談に応じている。
(資料Ⅳ-1より) (1)
- ・ 児童生徒一人ひとりのニーズに応じた就学先の決定や柔軟な学びの場の見直しのポイント等を示した「就学相談リーフレット」や「適切な学びの場ガイドライン」を作成し、各種研修の場で周知し、市町村教育委員会の研修や校長・教頭研修、校内研修等に活用していただくよう呼びかけている。
(資料Ⅳ-2より) (2)
- ▲ 市町村の就学相談担当者は数年で代わってしまうので、就学相談に係る手続きに対して手順等を確認するため、継続した支援が必要である。 (1) (2)
- ▲ 学校関係者だけでなく、市町村教育委員会や市町村ごと設置されている教育支援委員会等、就学に係る関係者が、就学先の決定や柔軟な学びの場の見直しについて共通理解していく必要がある。 (1) (2)
- ▲ 市町村における就学判断が適切に行われるよう、それぞれの学びの場の理解や判断方法について引き続き周知していく必要がある。 (1) (2)
- ▲ 医療関係者（特に障がいの診断を行う医師等）が効果的に就学相談に係わるために、就学に向けたプロセスや配慮点について周知していく必要がある。 (1) (2)

3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進

【目指す姿】

- 障がいのある児童生徒への理解、多様な人々が共に生きる社会についての理解が促進され、生涯にわたって地域とのつながりが途切れることなく社会参加できている。

〔取組〕

【(1)地域とのつながりの中で互いを知り、「共に育つ」機会の促進】

- 本県が目指す「インクルーシブな教育」の重要性・必要性についての発信
 - ・ 「長野県教員育成指標」への位置づけ
 - ・ 初任者研修、キャリアアップ研修等での周知
- 障がいのある児童生徒への理解、共生社会の啓発のための研修
 - ・ 「発達障がい支援力アップ出前研修」(H30：113件約3006人、R1：111件約3009人、R2：35件約1373人)、「手話伝達講座」、「発達障がい者サポーター養成講座」、「あいサポーター研修」等による理解啓発
 - ・ 特別支援学校と小・中・高等学校との学校間における「交流及び共同学習」の推進
交流提携校 H30：88校、R1：88校、R2：96校
- 副次的な学籍の取組の周知・推進
(実施市町村 H30：41市町村、R1：47市町村、R2：57市町村、R3：61市町村)
 - ・ 副学籍コーディネーターの配置 (R1：2名、R2：4名、R3：4名) による、副学籍校との連絡調整、引率、市町村就学担当者向けに副学籍交流の好事例紹介等

○ 信州型コミュニティスクールの取組

- ・ 学校評議員会の中で、地域の方々に学校の様子を評価していただいている。

○ 障がい者スポーツの普及の取組

- ・ 「長野県養護学校体育連盟」(H17～) 知的障がい特別支援学校相互の運動・スポーツの交流
- ・ オリンピック・パラリンピック教育推進校(伊那養護)、聖火リレー参加校(花田養護)
- ・ ボッチャ等の障がい者スポーツの普及

【(2)生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実】

○ 地域において生活を豊かにする様々な活動に親しむ学習活動の推進

- ・ 障がい者スポーツ大会、「ザワメキアート」等各種イベントの案内

〔現状と課題〕

- ・ 「長野県教員育成指標」において、求められる教員の資質・能力の一つとして「インクルーシブな教育」を位置付け、初任者研修等の悉皆研修の中で特別支援教育に係る内容を扱っている。(1)
- ・ 特別支援教育に係る研修のニーズは高く、特に発達障がいに係る研修には、幼保から高校まで幅広く要望がある。(1)
- ・ コロナ禍ではあるが、オンライン等を活用しながら、特別支援学校児童生徒と小中高の児童生徒との学校間交流や居住地校との交流を行っている。(資料IV-3より) (1)
- ▲ 障がいに係る正しい理解に加え、多様なあり方を認め合い、尊重し合える社会づくりのために、引き続き研修の機会を提供していく。(1)
- ▲ 卒業後も地域とつながりながら生きがいを持って生活できるよう、在学中から地域とつながる活動にかかわっていく必要がある。(2)